

## 「送出事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件案（仮称）」 概要について

### 1. 趣旨

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年 9 月 11 日成立。以下「改正法」という。）が平成 27 年 9 月 30 日より施行されることになる。
- これに伴い、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号。以下「建労法」という。）が改正されたことを踏まえ、送出事業主が講ずべき措置に関する指針（平成 17 年厚生労働省告示第 456 号）についても所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

- 受入事業主との連絡体制の確立について以下の内容を追加する。  
送出事業主は、割増賃金等の計算に当たり、その雇用する送出労働者の実際の労働時間等について、受入事業主に情報提供を求めること。
- 送出労働者の雇用の安定及び福祉の増進等について以下のとおりとする。
  - 1 有期雇用送出労働者等について留意すべき事項
    - ・ 送出事業主は、建労法第 44 条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの措置（以下「雇用安定化措置」という。）を講ずるに当たっては、当該措置の対象となる有期雇用送出労働者等に対し、キャリア・コンサルティングや労働契約の更新の際の面談等の機会を利用し、又は電子メールを活用する等により、建設業務労働者の就業機会確保の終了後に継続して就業することの希望の有無及び希望する措置の内容を把握すること。
    - ・ 送出事業主は、雇用安定化措置を講ずるに当たっては、当該措置の対象となる有期雇用送出労働者等の希望する措置を講ずるよう努めること。
    - 
    - ・ 送出事業主は、雇用安定化措置を講ずるに当たっては、早期に対象となる有期雇用送出労働者等の希望する措置の内容について聴取を行い、

十分な時間的余裕をもって当該措置に着手すること。

## 2 送出労働者の適性、能力、経験、希望等に適合する就業機会の確保等

送出事業主は、送出労働者について、最も適合した就業の機会の確保を図るとともに、就業する期間及び日、就業時間、就業場所、受入事業主における就業環境等について当該送出労働者の希望と適合するような就業機会を確保するよう努めなければならないこと。また、送出事業主は、読替え後の労働者派遣法第30条の2の教育訓練等の措置を講じなければならないほか、就業機会と密接に関連する教育訓練の機会を確保するよう努めなければならないこと。

## 3 送出労働者のキャリアアップ措置

- ・ 送出事業主は、その雇用する送出労働者に対し、読替え後の労働者派遣法第30条の2第1項の教育訓練を適切に行わなければならないこと。
- ・ 送出事業主は、その雇用する送出労働者が適切に教育訓練を受けられるよう配慮しなければならないこと。また、可能な限り送出労働者が受講しやすいようにすることが望ましいこと。
- ・ 送出事業主は、教育訓練を行った日時及び内容、就業機会確保の期間、その従事した業務の種類等を記載した書類を保存するよう努めること。

## 4 受入事業主の労働者との均衡に配慮した取扱い

- ・ 送出事業主は、その雇用する送出労働者の賃金の決定に当たっては、当該送出労働者の従事する建設業務と同種の建設業務に従事する受入事業主に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該送出労働者の従事する建設業務と同種の建設業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該送出労働者の職務の内容、能力若しくは経験等を勘案するよう努めること。また、送出事業主は、送出労働者の職務の成果、意欲等を適切に把握し、当該職務の成果等に応じた適切な賃金を決定するよう努めること。
- ・ 送出労働者の従事する建設業務と同種の建設業務に従事する受入事業主に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮した結果のみをもって、当該送出労働者の賃金を従前より引き下げるような取扱いは、読替え後の労働者派遣法第30条の3第1項の趣旨を踏まえた対応とはいえないこと。
- ・ 送出事業主は、建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額に係

る受入事業主との交渉が当該建設業務労働者の就業機会確保に係る送出労働者の待遇の改善にとって極めて重要であることを踏まえつつ、当該交渉に当たるよう努めること。

- ・ 送出事業主は、建設業務労働者の就業機会確保に関する料金の額が引き上げられた場合には、可能な限り、当該建設業務労働者の就業機会確保に係る送出労働者の賃金を引き上げるよう努めること。
- ・ 送出事業主は、建設業務労働者の就業機会確保に係る建設業務を円滑に遂行する上で有用な物品の貸与や教育訓練の実施等を始めとする送出労働者の福利厚生等の措置について、当該送出労働者の従事する建設業務と同種の建設業務に従事する受入事業主に雇用される労働者の福利厚生等の実状を把握し、当該受入事業主に雇用される労働者との均衡に配慮して必要な措置を講ずるよう努めること。
- ・ 送出事業主は、送出労働者が読替え後の労働者派遣法第 31 条の 2 第 2 項の規定に基づき説明を求めたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこと。

○ その他所要の規定の整備を行うこと。

### **3. 根拠法令**

改正法による改正後の読替え後の労働者派遣法第 47 条の 4

### **4. 適用期日**

平成 27 年 9 月 30 日（予定）